

三重県観光事業者支援金 (土産物店)



経営状況が悪化している県内の観光事業者に対し、認証制度と併せた安全・安心な観光地づくりを促進し、打撃を受けている観光地の再生を図っていくため、支援金を支給します。

※詳細については必ず「三重県観光事業者支援金申請要項」をご確認ください。

三重県 観光事業者 支援金

検索

1.対象事業者・対象店舗

県内に「店舗」を有し、**観光客に対して三重にちなんだ品物を販売**している事業者を対象とします。

「店舗」とは、次の「【対象となる店舗】①②③」いずれかの条件を満たし、【対象外となる店舗】に該当しないことが条件です。

【対象となる店舗】

- ①「三重県観光連盟公式サイト（観光三重）」や市町の観光協会HPに掲載されている土産物店※1
 - ②協同組合三重県物産振興会の組合員
 - ③みえ得トラベル地域応援クーポン取扱店になっている土産物店※1
- ※1 令和3年6月1日時点で各HPで掲載されていること。

【対象外となる店舗】 ※以下のいずれかの要件に該当する店舗については対象外となります。

- ①上記の条件を満たしていない店舗
- ②地域住民の日常利用が大半を占めている店舗 ※主なものは以下に例示
- ③国、県、市町等が所有、管理又は運営する店舗
- ④令和2年7月以降に開業した店舗

<対象外の店舗例>

・ショッピングセンター、コンビニ、薬局 等

2.主な支給要件

- (1) **令和3年4月～6月**のいずれかの売上月額が前年又は前々年同月比で、30%以上減少していることが条件です。
- (2) 観光事業者版「みえ安心おもてなし施設認証制度」への登録申請を行っていただきます。
(<https://www.pref.mie.lg.jp/KANKO/HP/m0145700085.htm>)
- (3) **令和3年4月以降に県で実施している各種時短要請協力金や支援金と重複して受給することはできません。**

3.支給金額

「2.主な支給要件」(1)の条件を満たした各月の売上減少額に対し、支援金を支給します。

ただし、要件を満たした各月の売上減少額を合算した金額のうち、**法人等は30万円、個人事業主は15万円を上限**とします。

※国の「月次支援金」を受給する場合は、売上減少額から「月次支援金」受給額を差し引いた金額について上限額の範囲で支給します。

4.申請に必要な書類

主なものとしては、

- ・確定申告書や売上台帳等の売上金額がわかる書類
 - ・販売している土産物がわかる書類
 - ・店舗の写真
- 等

※その他必要書類や申請様式等については、「三重県観光事業者支援金申請要項」をご確認ください。

5.申請受付 ※郵送のみ受付

令和3年**6月21日(月)~9月30日(木)** 消印有効
〒514-0042 三重県津市新町1-13-12 近鉄津新町駅ビル1階
三重県観光事業者支援金事務局
(株式会社近畿日本ツーリスト中部 津支店内) 宛

【問い合わせ先】 ※下記の事務局以外への問い合わせはご遠慮下さい。

TEL : 059-224-3109 平日9時から17時 ※土日祝日は除く